

サンブライトボートクラブ会員さま向け  
船体価格が5,000万円以上のプレジャーボートを所有されているオーナーさまへ

2023  
年度版

# サンブライトボート 団体保険のご案内

この保険契約は、船体価格が5,000万円以上のプレジャーボートを対象とした、  
ヨット・モーターボート総合保険の団体契約です。  
サンブライトボートクラブの会員の皆さまに限定して募集を行う契約です。

## 4つのメリット

- 1 個別加入よりお得な保険料水準！
- 2 (船体条項) ドライブユニット、エンジン焼付損害補償！(選択式)
- 3 (賠償責任条項) 花火クルーズ等でオーナーさま以外の委託業者運行中の事故も補償！
- 4 (賠償責任条項) 同乗するゲストへの損害賠償可能！

サンブライトボートクラブ

MS&AD あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

# サンブライトボート団体保険について

## ヨット・モーターボート総合保険 団体契約

### 1. サンブライトボート団体保険とは

◇この保険は、サンブライトボートクラブを保険契約者とし、その構成員を加入対象とする「ヨット・モーターボート総合保険」の団体契約です。対象の船はプレジャーボートに限定させていただきます。

◇“サンブライトボート団体保険”の呼称は、サンブライトボートクラブ会員さま向けのヨット・モーターボート総合保険 団体契約のペットネームです。

<特徴>

①【船体条項】 団体契約なので個別加入より割安な保険料水準でご案内させていただきます。

②【船体条項】 3種類の補償範囲よりご選択いただけます。

Ⅰ. ドライブユニット、エンジン焼付損害補償あり

Ⅱ. ドライブユニット、エンジン焼付損害補償なし

Ⅲ. 全損のみ補償

\*免責金額（自己負担額）は30万円です。

③【賠償責任条項】 船の操縦を業者へ委託されている場合、委託業者を被保険者へ追加することで、委託業者運行中の事故を補償することが可能です（任意セット特約）。

④【賠償責任条項】 船の同乗者に対して、万一の事故で死傷させてしまった場合、同乗者への損害賠償限度額について、最高20億円まで設定可能です（任意セット特約）。

### 2. 加入対象艇

サンブライトボートクラブ会員さま 所有艇のうち、以下の通りとなります。

◇本保険の加入対象艇は「プレジャーボート」に限ります。

・総トン数 20 トン未満の非営業用モーターボート

・総トン数 20 トン以上で次の要件のすべてを満たしている非営業用モーターボート

①一人で操縦を行う構造であるもの

②長さが 24 メートル（78.74 フィート）未満であるもの

③スポーツ、レクリエーションのみに用いられるもの

（漁船や旅客船等の業務に用いられないもの）

◇船体価額が 5,000 万円以上のものに限ります。

◇個人、法人を問わず、船の所有者が 1 名のものに限ります。

◇水深計が装備されているものに限りです。

【対象外のもの】

水中翼船、ホバークラフト、漁船（釣り船を除きます）、作業船、貨物運搬船、レース専用艇、ゴムボート、手漕ぎボート

---

### 3. 募集概要

---

◇保険期間：2023年7月1日午後4時～2024年7月1日午後4時 1年間

中途加入の場合は毎月1日から2024年7月1日午後4時まで

◇募集締切日：2023年6月22日（水）

中途加入の場合は毎月20日（土日祝日の場合はその前の平日）

◇保険契約者：サンブライトボートクラブ

◇加入対象艇：上記“2. 加入対象艇”の通り

◇被保険者：サンブライトボートクラブ会員さま

◇加入手続：4. ご加入の手続きをご確認ください

(注) 手続きをすすめていく中で、ご加入をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

◇払込方法：一括払い（指定の金融機関口座にお振込みください）

振込手数料はお客様負担となります。ご了承ください。

◇補償地域：この保険の補償地域は日本の領海および領海基線から200km以内の海域および内陸です。

---

### 4. ご加入の手続きについて

---

◇STEP1 同封の「サンブライトボート団体保険 保険料見積依頼書」に必要事項をご記入ください。

◇STEP2 ご記入いただいた保険料見積依頼書を、取扱代理店の株式会社 RM パートナーズまで、FAX または E メールでの送付をお願いいたします。

FAX：03-6300-7939 E-mail：boat@rm-p.co.jp

◇STEP3 取扱代理店株式会社 RM パートナーズより連絡させていただき、保険料見積依頼書を基にヒアリングさせていただきます。その後、お見積もり保険料をご案内いたします。

ご検討いただき、ご加入を希望される場合には、加入申込票をお送りいたします。

(注) 保険のお引き受けをお断りする場合がありますのであらかじめご了承ください。

---

## 5. ご加入後について

---

### ◇万一、事故が起こった場合

- ・取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払することがあります。
- ・この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

### ◇示談にあたって

本保険には、被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合は、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

### ◇通知義務（契約締結後にご連絡いただく事項）について

加入依頼者または被保険者は、通知事項が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社に連絡する義務（通知義務）があります。詳細は注意喚起情報をご覧ください。



## ご加入の手続きについて

### 加入の手続き

保険期間 2023年7月1日午後4時～2024年7月1日午後4時 1年間

STEP  
1

同封の  
『保険料見積依頼書』  
に必要事項を  
ご記入ください。

STEP  
2

『保険料見積依頼書』  
を取扱代理店の  
(株)RM/パートナーズ  
までFAXの送付を  
お願い致します。

FAX 03-6300-7939

STEP  
3

(株)RM/パートナーズより、  
お見積もり保険料を  
ご案内いたします。  
ご検討いただき、ご加入を  
ご希望される場合には、  
申込書をお送り致します。

※「保険料見積依頼書」に、ご希望の  
連絡方法(電話・FAX・メール)を  
ご記入ください。

中途  
加入

※毎年7月1日の加入時期以外でも中途加入を受付しております。  
中途加入の場合は保険期間が毎月1日から2024年7月1日午後4時まで



## ヨット・モーターボート総合保険について

4つの補償をまとめたヨット・モーターボート専用の総合保険です。

船体条項と賠償責任条項の両方またはどちらか一方を基本契約としていただければ、それ以外の補償は自由に組み合わせることができます。

(注)詳しい内容は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご覧ください。

### 基本契約

#### I. 船体条項

沈没、座礁、座洲、衝突、火災、爆発、盗難その他偶然な事故によって被保険船舶<sup>\*1</sup>に発生した損害に対して、船体保険金をお支払いします。なお、切迫した危険を避けるためまたは人命を救助するために、被保険船舶が補償地域から離脱する場合には、その間に発生した事故による損害に対しても船体保険金をお支払いします。

#### お支払する保険金の額

##### ○全損の場合

船体保険金額(ご契約金額)を限度に、被保険船舶にその損害が発生した地および時における保険価額(時価額<sup>\*2</sup>)。

##### ○全損以外の場合

$$\text{船体保険金} = (\text{損害の額} - \text{免責金額}) \times \frac{\text{船体保険金額}^{\text{*3}}}{\text{保険価額(時価額)}^{\text{*2}}}$$

\*1 保険の対象となる船舶をいいます。被保険船舶には、これに定着または装備されている標準機器・装備品および保険証券に明記された特別付属品を含み、燃料、食料品その他消耗品は含まれません。

\*2 保険価額(時価額)とは、同等のものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた金額をいいます。

\*3 船体保険金額が保険価額(時価額)を超える場合は、保険価額(時価額)とします。

船体条項 補償範囲		
I. ドライブユニット、エンジン焼付損害補償あり	II. ドライブユニット、エンジン焼付損害補償なし	III. 全損のみ補償

被保険者が被保険船舶の所有、使用または管理に起因して、保険期間中に発生した他人の身体の障害または財物の損壊（総称して、以下「事故」といいます）について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、賠償保険金をお支払いします。

お支払する保険金の額

(1) 下記①から④の合計金額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします（賠償責任保険金額（ご契約金額）を限度とします）。

- ①損害賠償金・・・被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額
- ②損害防止費用・・・損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ③権利保全行使費用・・・他人に損害賠償請求をすることができる場合にその権利の保全および行使に必要な手続きをするために要した費用
- ④緊急措置費用・・・応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用

(2) 争訟費用\*の実費をお支払いいたします。

ただし、1回の事故について上記(1)①の損害賠償金の額が賠償責任保険金額を超える場合は、次の算式により算出した額をお支払いします。

$$\text{争訟費用} \times \frac{\text{賠償責任保険金額}}{\text{(1)①の損害賠償金}}$$

\*争訟費用：損害賠償に関する争訟について被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用等

賠償責任 支払限度額	
保険金額	1億円
	3億円
	5億円
	7億円
	10億円
	15億円
	20億円

（オプション）

①被保険者の範囲に関する特約

団体保険では「被保険者の範囲に関する特約」を標準セットでご案内しています。セット不要の場合はご申告ください。

②「同乗者賠償責任補償特約」

被保険船舶に搭乗している者（操船者を含みます）の身体を害することにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、賠償保険金をお支払いします。賠償責任保険金額が1億円を超える場合には、1億円を限度とします。

③「同乗者賠償責任補償特約」の支払限度額に関する特約

また、「同乗者賠償責任補償特約」の支払限度額に関する特約がセットされている場合、支払う賠償保険金の限度額は、「同乗者賠償責任補償特約」の規定にかかわらず、1回の事故につき、普通保険約款賠償責任条項における賠償責任保険金額とし、限度額は1回の事故につき賠償責任保険金額と共通とします。

## ヨット・モーターボート総合保険について

オプション

### Ⅲ.搭乗者傷害危険補償特約

被保険者（被保険船舶に搭乗している者をいい、操縦者を含みます）が、急激かつ偶然な外来の事故によって、その身体に被った傷害（ガス中毒等を含みます）に対して、下記の傷害保険金をお支払いします。

#### お支払いする保険金の額

- 死亡保険金 事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合  
「1名あたりの傷害保険金額（ご契約金額）」の全額<sup>\*1</sup>
- 後遺障害保険金 事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合  
「1名あたりの傷害保険金額（ご契約金額）」× 約款所定保険金支払割合（4%~100%）
- 医療保険金 事故によるケガの治療のため、入院・通院した場合<sup>\*2</sup>  
1日につき「1名あたりの傷害保険金額」の1,000分の1

\*1 1回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、1名あたりの傷害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額とします。

\*2 180日を限度とします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院および通院に対しては、医療保険金をお支払いできません。なお、医療保険金の支払いを受けられる期間中に、別の傷害を被った場合は重複して医療保険金の支払いはできません。

1名あたりの傷害保険金額		
合計（①+②）	内訳	
1,000万円	①普通条件	1,000万円
	②死亡・後遺障害のみ	0万円
2,000万円	①普通条件	1,000万円
	②死亡・後遺障害のみ	1,000万円
3,000万円	①普通条件	1,000万円
	②死亡・後遺障害のみ	2,000万円
4,000万円	①普通条件	1,000万円
	②死亡・後遺障害のみ	3,000万円
5,000万円	①普通条件	1,000万円
	②死亡・後遺障害のみ	4,000万円

1 事故保険金額・・・1名あたりの傷害保険金額に定員数を乗じた額を限度に1事故あたりの傷害保険金額を設定します。

\*1 1名あたりの傷害保険金額が1,000万円を超える契約の場合、医療保険金は1日につき10,000円が限度となります。

\*1 事故保険金額は5億円が上限となります。





#### IV. 搜索救助費用補償特約

被保険者(被保険船舶に搭乗している者をいい、操縦者を含みます)が遭難したことにより、搜索に従事した者から請求される搜索費用に対して、保険金をお支払いします。

##### お支払いする保険金の額

搜索費用のうち、引受保険会社が必要または有益と認めた部分についてのみ、保険金をお支払いします(搜索救助費用保険金額(ご契約金額)を限度とします)。

搜索救助費用保険金額		
200万円	300万円	500万円

#### V. 保険料をお支払いできない主な場合

詳細は「お支払する保険金および費用保険金のご説明」をご覧ください。

##### 【船体条項】

- ・ 保険契約者、被保険者等の故意または重大な過失による損害
  - ・ 被保険船舶の欠陥、自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはねずみ食い、虫食いによって生じた損害
  - ・ 故障損害(偶然な外来の事故に直接起因しない被保険船舶の電氣的または機械的損害をいいます)
  - ・ エンジンの盗難
  - ・ 酔った状態または麻薬等の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で被保険船舶を操縦している間に発生した損害
  - ・ セール、プロペラ、シャフト、ギヤユニットおよびケース等のドライブユニットに発生した損害\*
  - ・ エンジン焼付によりエンジン自体に発生した損害\*
- \*「I. ドライブユニット・エンジン焼付損害補償あり」プランの場合は、補償対象となります。

など

##### 【賠償責任条項】

- ・ 保険契約者、被保険者等の故意による損害
- ・ 被保険船舶に搭乗している者・被保険者の同居の親族に対する損害賠償責任
- ・ 他人から借りたり預かっていたりしている物に損害が発生したことによる損害賠償責任

など

## ヨット・モーターボート総合保険について

### 【搭乗者傷害危険補償特約】

- ・被保険者の故意または重大な過失によりその被保険者について発生したケガ
- ・酒に酔った状態で被保険船舶を操縦している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で被保険船舶を操縦している場合にその被保険者について発生したケガ
- ・被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によってその被保険者について発生したケガ
- ・保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって発生したケガにより、その者が受け取るべき金額 など

### 【搜索救助費用補償特約】

- ・被保険者の故意または重大な過失によって発生したその被保険者にかかわる損害
- ・被保険者が酒に酔った状態で被保険船舶を操縦している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で被保険船舶を操縦したことによって発生したその被保険者にかかわる損害
- ・被保険者が、被保険船舶の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険船舶を操縦中に発生した損害 など

### 【各補償項目共通】

- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故
- ・上記以外の放射線照射または放射能汚染 など

---

## VI. 複数のご契約があるお客さまへ (補償が重複する可能性のある特約のご注意)

---

他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額（支払限度額）等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください\*。

\* 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。



ヨット・モーターボート総合保険の普通保険約款・主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

1. 商品のしくみ

ヨット・モーターボート総合保険は、普通保険約款で定める①船体条項と②賠償責任条項の両方またはいずれかひとつを基本契約としてご契約いただき、その他必要に応じて特約を選択してご契約いただけます。

2-1.基本契約(普通保険約款) 船体条項および自動的にセットされる主な特約の補償内容

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
<p>沈没、座礁、座洲、衝突、火災、爆発、盗難その他偶然な事故によって被保険船舶<sup>*</sup>に発生した損害に対して、船体保険金をお支払いします。</p> <p>※保険の対象となる船舶をいいます。被保険船舶には、エンジンおよび船体に定着または装備されている標準機器・装備品、保険証券に明記された付属機器・装備品を含み、燃料、食料、その他消耗品は含まれません。</p>	<p>(1)全損の場合 船体保険金額<sup>(注1)</sup>を限度に、保険価額<sup>(注2)</sup>により、船体保険金をお支払いします。</p> <p>(2)全損以外の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <math display="block">\text{船体保険金} = (\text{損害の額} - \text{免責金額}) \times \frac{\text{船体保険金額}^{(注1)}}{\text{保険価額}^{(注2)}}</math> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・損害の額のうち、回収金がある場合において、回収金の額が被保険者の自己負担額(損害の額－船体保険金の額)を超過するときは、引受保険会社は船体保険金の額からその超過額を差し引いて船体保険金をお支払いします。</li> <li>・引受保険会社が被保険船舶の盗難によって発生した損害に対して船体保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内に被保険船舶が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った船体保険金を引受保険会社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に被保険船舶に発生した損害に対して船体保険金を請求することができます。</li> </ul> <p><b>【損害の額】</b> 損害の額は保険価額<sup>(注2)</sup>によって定めます。損害が生じた被保険船舶を修理することができるときには保険価額<sup>(注2)</sup>を限度とし、次の算式によって算出した額とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <math display="block">\text{修理費}^{(注3)} + \text{費用}^{(注4)} - \text{修理によって被保険船舶の価額}^{(注5)} \text{が増加した場合はその増加額}^{(注6)} - \text{修理に伴って生じた残存物がある場合はその価額}</math> </div>
	<p>(注1) 船体保険金額が保険価額<sup>(注2)</sup>を超える場合は、保険価額<sup>(注5)</sup>とします。</p> <p>(注2) 損害の生じた地および時における被保険船舶の価額<sup>(注5)</sup>をいいます。</p> <p>(注3) 被保険船舶を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用(被保険船舶の復旧に際して、引受保険会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。)(修理費)と、被保険船舶が自力で航行することができない場合に損害発生地の地から最寄りの修理工場もしくは引受保険会社指定の場所まで曳(えい)航もしくは運搬するために要した費用、またはこれらの場所まで航行するために必要な仮修理の費用(曳航・運搬費用・仮修理費用)の合計額をいいます。</p> <p>(注4) 損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用(損害防止費用)、権利の保全および行使に必要な手続きをするために要した費用(権利保全行使費用)、盗難にあった被保険船舶を引き取るために必要であった費用のうち、曳航・運搬費用以外の費用(盗難引取費用)の合計額をいいます。</p> <p>(注5) 再調達価額<sup>(注7)</sup>から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額<sup>(注6)</sup>を差し引いた額をいいます。ただし、被保険船舶が商品・製品等の場合は、損害が生じた地および時におけるその被保険船舶と同一の構造、質、用途、規模、型、能力等のものを再作成または再取得するのに要する額<sup>(注8)</sup>をいいます。</p> <p>(注6) 被保険船舶が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その被保険船舶の再調達価額<sup>(注7)</sup>の50%に相当する額を限度とします。ただし、被保険船舶が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その被保険船舶の再調達価額<sup>(注7)</sup>の90%に相当する額を限度とします。</p> <p>(注7) 被保険船舶と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。</p> <p>(注8) 再作成または再取得するのに要する額がその被保険船舶の損害が生じた地および時における市場流通価額を上回る場合には、市場流通価額とします。</p>
	<p><b>【保険金支払後の保険金額】</b> 船体保険金の支払額が、1回の事故につき、船体保険金額<sup>*</sup>に相当する額となった場合、船体条項はその保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。船体保険金額<sup>*</sup>に相当する額とならない限り、船体保険金のお支払いが何回あっても、船体保険金額は減額されずに船体条項は満期日まで有効です。 ※船体保険金額が保険の対象の保険価額(時価額)を超える場合は、保険の対象の保険価額(時価額)とします。</p>

保険金をお支払いできない主な場合

- (1) 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失による損害
  - ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者
  - ② 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険船舶の買主または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険船舶の借主<sup>(注)</sup>
  - ③ 上記①または②に定める者の法定代理人<sup>(注)</sup>
  - ④ 上記①および②に定める者の業務に従事中の使用人
  - ⑤ 上記①および②に定める者の同居の親族。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限り、(注) 上記①および②に定める者が法人の場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (2) 詐欺または横領による損害
- (3) 被保険船舶の欠陥、自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはねずみ食い、虫食い等の損害
- (4) 故障損害(偶然な外来の事故に直接起因しない被保険船舶の電氣的または機械的損害をいいます)
- (5) エンジンの盗難。ただし、船体とともに盗取された場合、または艇庫<sup>(注1)</sup>内に保管されている間もしくは船舶の保管を業とする保管業者に寄託されている間に発生した場合を除きます。
- (6) 前記(1)の①から⑤までのいずれかに該当する者が酒に酔った状態で被保険船舶を操縦している間または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で被保険船舶を操縦している間に発生した損害
- (7) 風災(台風・旋風・竜巻・暴風等)または水災(台風・暴風雨・豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等)その他これらに類似の自然変象によって発生した損害またはこれらに伴って発生した損害。ただし、被保険船舶が航海中<sup>(注2)</sup>に、または艇庫<sup>(注1)</sup>内に保管されもしくは船舶の保管を業とする保管業者に寄託されている間に発生した場合を除きます。
- (8) セール(メインセール、ジブセール、ゼノアジブ、スピナーカーおよびストームジブ等のすべてのセールをいいます)、プロペラ、シャフト、ギヤユニットおよびケース等のドライブユニット(船外機についてはローワークユニット)に発生した損害。ただし、被保険船舶が全損となった場合を除きます(セール、ドライブユニット、エンジン焼付損害対象外特約)
- (9) エンジン焼付によりエンジン自体に発生した損害(セール、ドライブユニット、エンジン焼付損害対象外特約)
- (10) 契約の申込日以前(申込日を含みます)に気象庁がその発生および命名を発表した台風によって発生した事故<sup>(注3)</sup>により、被保険船舶に損害が発生した場合(既発生台風対象外特約)
- (11) その他、後記「6.各補償項目共通でお支払いできない主な場合」に該当する場合 など
  - ※1「艇庫」とは、盗難危険、風災危険および水災危険に対する防御措置(屋根、外壁および扉)が施されている施設をいいます。
  - ※2「航海中」には、航海の途中において港またはその他の海上に停泊する場合を含みます。ただし、搭乗者がその船舶を管理でき、また、風災・水災に対して直ちに処置できる状態にある間に限ります。
  - ※3その台風により影響された他の低気圧または前線による強風および豪雨によって発生した事故も含みます。

2-2.基本契約(普通保険約款)賠償責任条項の補償内容

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
<p>被保険者<sup>(注1)</sup>が被保険船舶の所有、使用または管理に起因して、保険期間中に発生した事故<sup>(注2)</sup>について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、賠償保険金をお支払いします。</p> <p>(注1)賠償責任条項における被保険者とは次の者をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記名被保険者</li> <li>・ 記名被保険者の同居の親族で被保険船舶を使用中または管理中の者</li> <li>・ 記名被保険者の承諾を得て被保険船舶を使用または管理中の者。ただし、船舶の修理、保管、販売、輸送、回航など船舶を取り扱うことを業としている者<sup>(注3)</sup>が業務として受託した被保険船舶を使用または管理している間を除きます。</li> </ul> <p>(注2)他人の身体の障害または財物の損壊をいいます。</p> <p>(注3)これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関を含みます。</p>	<p>(1) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額(損害賠償金)</p> <p>(2) 損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用(損害防止費用)</p> <p>(3) 他人に損害賠償請求をすることができる場合にその権利の保全および行使に必要な手続きをするために要した費用(権利保全行使費用)</p> <p>(4) 左記、「保険金をお支払いする場合」の事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用(緊急措置費用)</p> <p>(5) 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用(争訟費用)</p> <p>・ 上記(2)から(4)については、その実費につき、1回の事故について(1)の額と合算して免責金額を超過した額を、賠償保険金として賠償責任保険金額を限度にお支払いします。</p> <p>・ 上記(5)については、上記(1)から(4)の賠償保険金とは別に実費をお支払いします。ただし、1回の事故について、(1)の額が賠償責任保険金額を超える場合は、次の算式により算出した額をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\text{お支払いする金額} = \text{争訟費用} \times \frac{\text{賠償責任保険金額}}{\text{(1)の損害賠償金}}</math> </div> <p>・ 賠償保険金をお支払いした場合でも、賠償責任保険金額は減額されません。</p>
保険金をお支払いできない主な場合	
<p>(1) 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人(保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関をいいます)の故意による損害</p> <p>(2) 記名被保険者以外の被保険者の故意による損害。ただし、それによってその被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に限り、(3) 被保険船舶に搭乗している者(操縦者を含みます)に対する損害賠償責任</p> <p>(4) 被保険者の同居の親族に対する損害賠償責任</p> <p>(5) 被保険者の使用人が、被保険者の業務(家事を除きます)に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任</p> <p>(6) 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊につき、その財物に対して正当な権利を有する者に対する損害賠償責任</p> <p>(7) 被保険者が損害賠償に関し、第三者との間に特別の約定を締結している場合は、その特別の約定によって加重された損害賠償責任</p> <p>(8) その他、後記「6.各補償項目共通でお支払いできない主な場合」に該当する場合 <span style="float: right;">など</span></p>	

3.主な任意セット特約の補償内容(別に定める保険料を払い込みいただくことによりセットできる特約は以下のとおりです)

特約名	特約の概要	
搭乗者傷害 危険補償特約	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
	<p>被保険者<sup>(注1)</sup>が、急激かつ偶然な外来の事故によって、その身体に被った傷害<sup>(注2)</sup>に対して、右記の傷害保険金をお支払いします。</p> <p>(注1)この特約における被保険者とは、被保険船舶に搭乗している者をいい、操縦者を含みます。</p> <p>(注2)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。</p> <p>①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒 ③日射、熱射または精神的衝動による身体の傷害</p>	<p>1名あたりの傷害保険金額の全額</p> <p>事故による傷害のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合は、保険証券に記載された1名あたりの傷害保険金額の全額<sup>*</sup>を死亡保険金として被保険者の法定相続人にお支払いします。</p> <p><sup>*</sup>1回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金または医療保険金がある場合は、1名あたりの傷害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額とします。</p>
	後遺障害保険金	<p>1名あたりの傷害保険金額 × 約款所定保険金支払割合(4%~100%)</p> <p>事故による傷害のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合、上記の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者にお支払いします。</p>
	医療保険金	<p>1名あたりの傷害保険金額の1,000分の1 × 下記に該当する日数<sup>*</sup></p> <p>事故による傷害の治療のため、次のいずれかに該当した場合は、その日数に対し、医療保険金を被保険者にお支払いします。</p> <p>①入院した場合②通院した場合</p> <p><sup>*</sup>180日を限度とします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院および通院に対しては、医療保険金をお支払いできません。</p> <p>なお、医療保険金の支払いを受けられる期間中に、別の傷害を被った場合は重複して医療保険金のお支払いはできません。</p>
<p>被保険者1名ごとの傷害保険金の合計額が1事故あたりの傷害保険金額(以下「1事故保険金額」といいます)を超える場合は、1事故保険金額が支払限度額となります。この場合、被保険者1名ごとの傷害保険金の額の全被保険者の保険金合計額に対する割合を1事故あたりの傷害保険金額に乗じて、各被保険者にお支払いする保険金の額を決定します。</p>		
<p>保険金をお支払いできない主な場合</p> <p>(1)被保険者の故意または重大な過失によりその被保険者について発生した傷害 (2)酒に酔った状態で被保険船舶を操縦している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で被保険船舶を操縦している場合にその被保険者について発生した傷害 (3)被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によってその被保険者について発生した傷害 (4)保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって発生した傷害により、その者が受け取るべき金額 (5)平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(丹毒(たんどく)、淋菌性炎症(りんびせんえん)、敗血症(はいけつしょう)、破傷風(はしょうふう)等) (6)被保険船舶の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険船舶を操縦中に発生した傷害 (7)被保険者が頸(けい)部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの (8)その他、後記「6.各補償項目共通でお支払いできない主な場合」に該当する場合</p> <p style="text-align: right;">など</p>		

特約名	特約の概要	
捜索救助費用 補償特約	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
	<p>被保険者<sup>(注1)</sup>が遭難<sup>(注2)</sup>したことにより、捜索に従事した者(以下「捜索者」といいます)から請求される捜索費用に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>(注1)この特約における被保険者とは、被保険船舶に搭乗している者をいい、操縦者を含みます。</p> <p>(注2)被保険者の遭難が明らかでない場合において、被保険者が行方不明となった時から48時間を経過してもなお消息が判明しなかったときは、保険契約者もしくは被保険者の親族またはこれらに代わる者が次のいずれかに掲げる者に対し、被保険者の捜索を依頼したことをもって遭難が発生したものとみなします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警察署(水上警察署を含みます)、海上保安庁その他の公的機関</li> <li>漁業組合</li> <li>サルベージ会社または航空会社</li> </ul>	<p>捜索費用のうち、引受保険会社が必要または有益と認めた部分についてのみ、保険金をお支払いします。ただし、1回の事故につき捜索救助費用保険金額を限度とします。</p> <p>なお、1回の事故につき2名以上の被保険者が損害を被った場合において、それぞれの被保険者の損害の合計額が捜索救助費用保険金額を超えるときは、以下の算式によりそれぞれの被保険者に支払う保険金の額を決定します。</p> $\text{それぞれの被保険者に支払うべき保険金の額} = \frac{\text{捜索救助費用保険金額}}{\text{その被保険者にかかわる損害の額}} \times \text{それぞれの被保険者の損害の合計額}$
<p>保険金をお支払いできない主な場合</p> <p>(1)被保険者の故意または重大な過失によって発生したその被保険者にかかわる損害 (2)被保険者が酒に酔った状態で被保険船舶を操縦している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で被保険船舶を操縦している場合にその被保険者について発生した損害 (3)被保険者が、被保険船舶の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険船舶を操縦中に発生した損害 (4)被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発生したその被保険者にかかわる損害 (5)その他、後記「6.各補償項目共通でお支払いできない主な場合」に該当する場合</p> <p style="text-align: right;">など</p>		

特約名	特約の概要
風水害・エンジン盗難 危険補償特約 (船体条項にセット可能です)	普通保険約款(船体条項)でお支払いの対象とならない風災、水災その他これらに類似の自然変象によって発生した損害等またはエンジンの盗難について、船体保険金をお支払いします。
船骸撤去費用補償特約 (船体条項にセット可能です)	被保険船舶の残骸または被保険船舶の積荷その他の財物の残骸について、被保険者が引揚げまたは除去を行うべき法律上の責任を負ったとき、または被保険者の所有、賃借もしくは占有している場所からの引揚げまたは除去を必要としたときに、その引揚げまたは除去に要した費用に対して、被保険船舶に発生した損害が全損である場合に限り、保険金をお支払いします。ただし、1回の事故につき100万円が限度となります。
同乗者賠償責任補償特約 (賠償責任条項にセット可能です)	被保険船舶に搭乗している者(操縦者を含みます)の身体を害することにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、賠償保険金をお支払いします。 賠償保険金の限度額は、1回の事故につき、普通保険約款賠償責任条項における賠償責任保険金額と同額かつ共通とします。ただし、賠償責任保険金額が1億円を超える場合には、1億円を限度とします。
「同乗者賠償責任補償特約」 の支払限度額に関する特約 (同乗者賠償責任補償特約に セット可能です)	「同乗者賠償責任補償特約」の規定にかかわらず、1回の事故につき、普通保険約款賠償責任条項における賠償責任保険金額と同額とし、限度額は1回の事故につき賠償責任保険金額と共通とします。
「被保険者の範囲に関する特約 (賠償責任条項に標準セッ トされます)」	「賠償責任条項の被保険者範囲に、操船会社として特約に記載された船舶の修理、保管、販売、輸送、回航などの船舶を取扱うことを業としている者を含みます。

#### 4.補償範囲を制限する主な特約の補償内容

特約名	特約の概要
風水害危険対象外特約 (船体条項にセット可能です)	この特約をセットした場合、被保険船舶が艇庫内に保管されている間または船舶の保管を業としている保管業者に寄託されている間であっても、風水害(風災、水災その他これらに類似の自然変象)によって発生した損害等に対しては、船体保険金をお支払いできません。
死亡保険金および後遺障害 保険金のみ支払特約 (搭乗者傷害危険補償特約に セット可能です)	この特約により、搭乗者傷害危険補償特約によりお支払いすべき傷害保険金を、医療保険金を除いた死亡保険金および後遺障害保険金に限ってお支払いします。
対人賠償のみ補償特約 (賠償責任条項にセット可 能です)	他人の身体の障害*について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対してのみ、賠償保険金をお支払いします。 ※傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。

#### 5.基本契約(普通保険約款)船体条項および賠償責任条項、その他の主な特約の共通内容

<p>【保険責任のおよぶ地域】 被保険船舶が保険証券に記載された「補償地域」*の内にある間に発生した事故による損害等についてのみ保険金をお支払いします。また切迫した危険を避けるためまたは人命を救助するために、被保険船舶が補償地域から離脱する場合、その間に発生した事故による損害等に対しても保険金をお支払いします。 ※補償地域は、日本の領海および領海基線から200km以内の海域および内陸とします。</p>
--

#### 6.各補償項目共通でお支払いできない主な場合

次の事由により発生した損害等の場合には、保険金お支払いの対象とはなりませんので、ご注意ください。

<p>(1)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 (2)地震もしくは噴火またはこれらによる津波 (3)核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故 (4)上記(3)以外の放射線照射または放射能汚染</p>	など
---	----

- ◇このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- ◇引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます）またはマンション管理組合（以下、個人等といいます）である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
- ◇ヨット・モーターボート総合保険の「普通保険約款・特約集」、は保険契約者（サンブライトボートクラブ）に交付されます。

**【お問合わせ先】**

◇取扱代理店

株式会社 RM パートナース

〒163-0633 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 33 階

営業時間：平日 10:00~18:00

Tel：03-6300-7940 Fax：03-6300-7939

E-mail：boat@rm-p.co.jp

◇引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

東京北支店 新宿支社

〒151-8530 東京都渋谷区代々木 3-25-3 あいおいニッセイ同和損保新宿ビル 17F

Tel：050-3460-1265 Fax：03-5371-6583